

広告募集仕様書 <長 3>

【印刷物について】

名称	封筒（長形 3 号）
規格・必要数	長形 3 号・黒 1 色刷り・20,000 枚以上 ただし、広告主が希望する場合は、広告主全額負担によるカラー印刷も可とします。
広告料	広告料は、35,000 円以上（税込）とします。
	<参考> 過去の封筒作成料（入札による発注実績） 長 3 封筒 20,000 枚 104,500 円（税込）※令和 7 年 4 月作成 長 3 封筒 50,000 枚 228,800 円（税込）※令和 4 年 11 月作成 あくまで過去の実績ですので、今回の広告料とは異なります。参考資料として参照ください。
使用予定時期	令和 9 年 1 月頃から（現在使用中の封筒が無くなり次第）
封筒の使用方法	世羅町役場からの送付物全般に使用
送付先エリア	各地（主に町内）
表面の記載内容	見本のとおりの（一部変更の可能性あり）
封筒の発注	入札による印刷業者の決定及び納品日時等の調整は、世羅町で行います。 広告欄の校正のみ、広告主にお願いします。 ※ただし、広告主が封筒作成料を全額負担する場合、印刷業者を指定する事も可能です。
封筒作成時期	令和 8 年 11 月
封筒納入先	世羅町役場財政課
支払い方法	封筒納入後、印刷業者に広告料として封筒作成料を支払ってください。

※なお、世羅町での封筒作成入札の結果、封筒作成料が見込み額を大きく上回る場合は、封筒作成の中止も含め、広告主と町で協議いたします。

【申込みについて】

申込方法	次の書類を世羅町役場財政課まで提出してください。 ①広告掲載申込書 ②掲載広告の原稿 ※申込みの際は、どの封筒広告に応募するかを明記してください。なお、複数の封筒広告に申込みを行う際は、必要書類をそれぞれ提出してください。 ※広告の原稿はできるだけ電子データで提供してください。 ※原稿が紙媒体の場合には、できるだけ鮮明なものを提供してください。（特に特殊な字体の文字、ロゴマーク等）
掲載候補の決定	広告掲載予定者は次の順序により決定します。 1、封筒作成費を全額負担する者のうち、封筒提供枚数が多い者 2、封筒作成費を一部負担する者のうち、提示する広告料の金額が高い者 ただし、審査の結果等により、広告を掲載できないこととなった場合には、次点の者を広告掲載予定者とし、以下同様とします。なお、提案内容が同数（同額）の場合には、くじ引きによる決定とします。
掲載の決定	世羅町広告審査委員会での審査を経て決定します。

申込締切日	令和8年10月30日(金)まで（郵送の場合は、10月30日必着）
申込先	〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1 世羅町役場 財政課管財契約係 電話 0847-22-1115 FAX 0847-22-2768

【掲載可能な広告について】

掲載面・位置	スペース	枠数	色数
封筒裏面	各封筒の規格に準拠 縦 100mm × 横 190mm [最大]	スペース内で 任意	黒 1 色 (カラーも可)

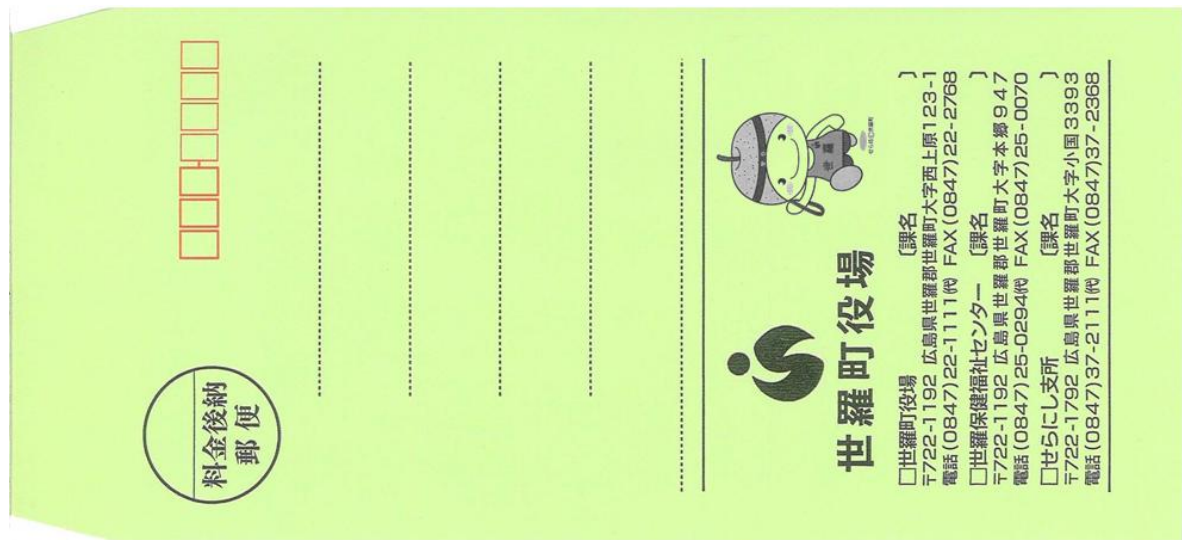
広告掲載が望ましくない内容	・世羅町広告掲載手続き等に関する要綱第4条に該当する内容 ・広告主の代表者氏名や写真 (参考：国家資格保持者の氏名は掲載可) ・販売期間などの期日の明示
---------------	--

※世羅町広告掲載手続き等に関する要綱を遵守してください。

※原稿枠外左上に広告である旨を明記します。

【見本】

表面



裏面

